

理事及び理事長選挙執行規程

理事及び理事長選挙執行規程索引

第1条	(趣 旨)
第2条	(理事の選挙日)
第3条	(選挙の公示等)
第4条	(選挙長等)
第5条	(投票用紙の交付および様式)
第6条	(投 票)
第7条	(投票の点検)
第8条	(開票の場合の投票の効力の決定)
第9条	(無効投票)
第10条	(当選人)
第11条	(当選の告知)
第12条	(再選挙)
第13条	(繰上当選)
第14条	(補欠選挙および増員選挙)
第15条	(選挙録の作成)
第16条	(理事長の選挙)

附 則

理事及び理事長選挙執行規程

(趣 旨)

第1条 理事および理事長選挙に関しては、健康保険法同法施行令および規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事の選挙日)

第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって当選人の確定直後直ちに行なうものとする。

ただし、特別の事情がある場合にはその日後の7日以内に行うことができる。

(選挙の公示等)

第3条 理事長は選挙の期日前に投票開票の日時および選挙会場ならびに選挙すべき理事の数を公示し、選挙または選定された議員がその旨を確認することができるようにしなければならない。

(選挙長等)

第4条 選挙長は理事長をもって充てる。

2 理事長に故障があるときは、組合規約第39条の規定により理事長の職務を行なう者をもって充てる。

3 選挙長は、選定議員および互選議員の中から、それぞれ1人以上の選挙立会人を指名しなければならない。

(投票用紙の交付および様式)

第5条 投票用紙は選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない

2 投票用紙の様式は、組合会議員選挙執行規程第6号様式に準じ調製するものとする。

(投 票)

第6条 選挙人は、選挙会場において投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。

3 選挙人がやむを得ない事由により選挙当日、自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、予め選挙長から投票用紙および投票用封筒の交付を受け投票用紙に自ら被選挙人1人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ、封印しその裏面に署名しかつ投票在中の旨を明記して開票する時刻までに到着するよう選挙長に送付しなければならない。

(投票の点検)

第7条 投票が終わったときは、選挙長はただちに選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第8条 投票の効力は、選挙立会人の意見をきき選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては、第9条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第9条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの。
- 2 現に理事の職にある者の氏名を記載したもの。
- 3 投票中に理事2名以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
- 4 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの。
- 5 互選人でないものの氏名を記載したもの。
- 6 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの。
ただし、職場の地位、住居または敬称を記載したものはこの限りでない。
- 7 開票時刻以後における投票または投票の到着したもの。
- 8 被選挙人の氏名を自書しないもの

(当選人)

第10条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

- 2 得票数が同じであるときは、くじで定める。

(当選人の告知)

第11条 当選人が決ったときは、選挙長はただちにその旨を告知しなければならない。

- 2 当選人が辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から3日以内にその旨を選挙長に申し出なければならない。

(再選挙)

第12条 選挙すべき理事の数に足る当選人を得ることができないときは、その不足の員数について更に選挙を行なう。

(繰上当選)

第13条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき、または死亡者であったときは、得票数で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙および増員選挙)

第14条 理事の欠員につき前条の規定により当選人を定めることができるときを除く外理事長は、選挙の期日を定め補欠選挙を行なわせなければならない。

- 2 理事の定数の増員の場合においては、理事会は、選挙期日を定めて増員選挙を行なわせなければならない。

(選挙録の作成)

第15条 選挙長は選挙録を作り選挙会に関するてん末を記載し選挙立会人とともに署名しなければならない。

2 選挙録は事務所においてその選挙にかかる理事の任期期間保存しなければならない。

(理事長の選挙)

第16条 理事の当選人が確定したときは、ただちに理事長の選挙を行なう。

2 前項の選挙の選挙長は、選定議員により互選された理事の中から理事が選挙する。

3 前第3条から前条までの規定は、第4条第1項および第2項の規定を除き理事長の選挙の場合にこれを準用する。

附 則

この規程は、昭和41年11月1日から施行する。